

教育委員会会議録

開会の日時	令和8年2月12日 午後7時00分
閉会の日時	令和8年2月12日 午後7時20分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育委員 教育長 小林 貴法 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・中村 文大・右京 博巳 ・畑井 祐樹
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕、畑井 祐樹
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 学校教育部長 松葉 清高 参事兼教育メディア課長 沖塚 孝久 参事兼スポーツ課長 東浦 久修 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 木下 真理 社会教育課長 下村 真司 教育研究所長 村井 紀子 学校教育課副参事 鈴木 裕子 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 学校教育課副参事 井村 直樹 教育メディア課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第3号 令和8年度教育関係予算について 議案第4号 令和7年度教育関係補正予算(第9号)について 議案第5号 伊勢市立公民館条例の一部改正について 議案第6号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について 議案第7号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、畑井委員を指名

会議に付する案件

議案第3号 令和8年度教育関係予算について

議案第4号 令和7年度教育関係補正予算（第9号）について

議案第5号 伊勢市立公民館条例の一部改正について

議案第6号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

議案第7号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正について

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

各学校では、今年度の活動を振り返り、次年度へ向けた学校評価を行ない、改善点を出し合い、次年度に向けての教育課程の編成作業に取り組んでいるところです。学校評価等がまとまりましたら、委員の皆さんにお示しいたします。

中学校では、私立高校の入試や県立高校の前期選抜を終え、後期選抜の準備に入っているところです。

卒業式につきましては、中学校が3月6日、小学校が3月19日に実施予定です。

教職員の人事異動については、例年であれば、来月上旬に一般教職員と校長・教頭の異動内示がある予定です。

スポーツ課においては、美し国みえ市町対抗駅伝が2月15日に、「都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会」が3月26～28日に実施される予定です。

以上、私からの報告を終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第3号 令和8年度教育関係予算について」を議題といたします。

教育部長から提案説明を行います。

教育部長

1ページをご覧ください。

これは、令和8年度教育関係予算を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、議案第3号 令和8年度教育関係予算について、御説明申し上げます。

ます。

令和8年度教育関係予算につきましては、12月の教育委員会協議会におきまして、御説明させていただいた内容で予算要求を行いました。

その後、財政当局との調整、市長査定を経て、この度内示があったものでございます。

伊勢市の財政状況については、12月の協議会の際にも御説明申し上げたところでございますが、歳入では、物価高騰、人口減少などにより、市税収入の大きな好転は見込めない状況であり、歳出においても、社会保障関係経費や、公共施設・インフラの維持更新経費の増大などの大きな財政出動を伴う事業の実施に加え、物価高騰による資材単価や人件費の上昇が事業全般に大きな影響を及ぼすなど、厳しい状況下にあります。

そのような中、令和8年度予算については、市全体での調整がなされ、教育関係予算としましては、21ページになりますが、歳出としましては、内示額は、54億1,286万4千円となりました。

それでは、教育関係の予算の要求状況についてご説明申し上げます。

資料3ページから7ページまでが歳入、8ページから21ページまでが歳出予算となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

この表につきましては、予算分類上の節ごとに、12月の教育委員会協議会の際にご説明させていただいた額を要求額、今回、市長査定後の内示のあった額内示額として、記載させていただいております。

それでは改めまして、歳入のご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、社会教育施設、体育施設などの使用料、各種事業に係る補助金などの国、及び県からの支出金、基金からの繰入金、諸収入を見込み、7ページに記載のとおり、合計で6億5,566万8千円の要求を行いましたところ、査定等の結果、6億9,927万2千円の内示額となりました。

次に、歳出でございます。8ページをお願いします。

歳出については、教育委員会及び事務局の運営、幼稚園、小中学校の運営、不登校対策、人権教育、社会教育、スポーツに係る経費等として、21ページに記載のとおり、合計で53億5,427万円の要求に対し、内示額54億1,286万4千円で5,859万4千円の増額の内示となったものでございます。

22ページに債務負担行為について記載しております。

今後の予定ですが、本日の教育委員会の後、2月24日から開会される3月市議会において審議されることとなります。

以上、令和8年度教育関係予算について、御説明申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。
「議案第3号 令和8年度教育関係予算について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第3号 令和8年度教育関係予算について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして「議案第4号 令和7年度教育関係補正予算（第9号）について」を議題といたします。
教育部長から提案説明を行います。

教育部長

23 ページをご覧ください。
これは、令和7年度教育関係補正予算（第9号）を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。
なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

令和7年度教育関係補正予算（第9号）についてご説明いたします。
24 ページをお願いします。
今回の補正予算につきましては、歳入で2億414万1千円の減額、歳出で2,598万6千円の減額となっております。
今回の補正予算要求につきましては、令和7年度の最終補正となることから、年間の実績、及び実績見込みを精査し、要求したものでございます。
歳入からご説明申し上げます。
25 ページをお願いします。
この表におきましては、予算分類上の節名称ごとに、今回要求します額、「要求額」、現在の予算額、「予算現額」、「決算見込額」、主な補正理由等を記載しております。
歳入につきましては、25 ページから 27 ページに記載しております。
今回の補正は、社会教育施設、スポーツ施設の使用料の精査、各種事業実施に伴う国、県からの支出金、各種事業の実績見込みを精査し、増額又は減額をしようとするものでございます。
次に歳出でございます。
歳出につきましては、28 ページから 32 ページに記載しております。

歳出においては、30 ページの 2 段目の小学校長寿命化改修事業において、1 億 670 万円を増額するほか、工事等に係る請負差額、執行状況並びに今後の支出見込みを精査を行い、主な補正理由の欄に記載した理由により、それぞれ減額しようとするものでございます。

今後の予定ですが、本日の教育委員会の後、2 月 24 日から開会される 3 月市議会において審議されることとなります。

以上、令和 7 年度教育関係補正予算（第 9 号）について、ご説明いたしました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 4 号 令和 7 年度教育関係補正予算（第 9 号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 4 号 令和 7 年度教育関係補正予算（第 9 号）について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 5 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長から提案説明を行います。

教育部長

34 ページをご覧ください。

これは、伊勢市立新高公民館、伊勢市立新開公民館、伊勢市立下長屋公民館及び伊勢市立上條公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第 5 号 伊勢市立公民館条例の一部改正についてご説明いたします。34 ページをお願いします。

現在、自治会等に指定管理を行い運営している市所有の公民館等集会施設

につきまして、地元自治会へ譲渡するよう進めております。

このたび、地元自治会との協議が整いました新高公民館、下長屋公民館及び上條公民館の3施設につきまして、伊勢市立公民館としての用途を廃止し、地元自治会へ管理主体変更、同様に新開公民館は譲渡をいたします。

36ページから38ページには新旧対照表を付けておりますので、合わせてご参照ください。

なお、用途廃止の時期につきましては、周知期間等も考慮して、令和8年5月1日を予定しております。

以上、伊勢市立公民館条例の一部改正についてでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第5号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第5号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第6号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長から提案説明を行います。

教育部長

39ページをご覧ください。

これは、村松町民会館、有滝町民会館、小川町民会館、湯田公民館及び明野公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

続きまして、議案第6号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正についてご説明いたします。39ページをお願いします。

先ほどの公民館と同様、このたび、地元自治会との協議が整いました村松町民会館、小川町民会館及び湯田公民館の3施設につきまして、伊勢市学習等

供用施設としての用途を廃止し、地元自治会へ管理主体変更、同様に有滝町民会館及び明野公民館は譲渡をするものでございます。

41 ページには新旧対照表を付けておりますので、合わせてご参照ください。

なお、用途廃止の時期につきましては、周知期間等も考慮して、令和 8 年 5 月 1 日を予定しております。

以上、伊勢市学習等供用施設条例の一部改正についてでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 6 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 6 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 7 号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」を議題といたします。

教育部長から提案説明を行います。

教育部長

42 ページをご覧ください。

これは、通常の授業以外の教育活動等に係る手続きについて改めるため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 7 号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正」についてご説明いたします。

これらの規則は、伊勢市立小中学校及び幼稚園の円滑かつ適正な管理及び運営を図ることを目的に定めたものです。管理規則の在り方については、中央教育審議会において、教育委員会の承認を届け出に改めるなど、学校の裁量を拡大する方向で見直すことが求められてきました。そこで、承認・届け出を求め教育活動の見直しを図ろうとするものでございます。

主な改正内容をご説明いたします。

45 ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、上段の表、小中学校の管理運営規則に関しては、承認を必要とする教育活動を削除し、届け出とする教育活動を校外学習・修学旅行・宿泊を要する教育活動に改めるものでございます。

また、下段の表、幼稚園規則に関しても小中学校の管理運営規則と同様に、承認を必要とする行事を削除し、宿泊を要する行事をはじめとする園外行事を届け出に改めるものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日の予定です。

以上、議案第7号「伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正」についてご説明申し上げました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第7号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第7号 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

他になればこれもちまして教育委員会を閉会いたします。